

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定する基本理念に基づき策定します。

#### (1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

#### (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるような社会の制度や慣行の在り方を考えていくことが大切です。

#### (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保できるようにすることが必要です。

#### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事と地域活動等と両立させることができるようにすることが大切です。

#### (5) 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

○計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

## 2 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が市民一人ひとりの意識に深く浸透し、あらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた行動に結びつくことを目指して、次の基本目標を定めます。

### 一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できるまち
- 誰もが安心して快適に暮らすことができるまち

## 3 重点目標

第1次計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の9つの「重点目標」を設定します。

- 1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実
- 3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備
- 6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画）
- 7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進（女性活躍推進計画）
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進（女性活躍推進計画）
- 9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

## 4 戦略的取組

男女共同参画を推進するための施策は広範多岐にわたることから、その中でも、この計画において、特に緊急かつ重要な課題解決に向けて重点的、集中的、組織横断的に推進すべき次の3つの取組を、「戦略的取組」として位置づけます。

- 1 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進
- 2 配偶者等からの暴力（DV・ドメスティック・バイオレンス）防止のための啓発及び支援体制の充実
- 3 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

## 5 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく法定計画であり、国の計画との整合及び県の計画を勘案して策定する本市における男女共同参画社会づくりの基本となる計画です。
- (2) 本計画は、「第二次指宿市総合振興計画」及び関係計画等と連携を図りながら、男女共同参画社会基本法第15条の規定に基づき、市の各分野の施策を男女共同参画の視点に立って総合的に展開します。
- (3) 本計画の重点目標6・7・8は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として策定するものです。
- (4) 本計画は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が一体となって行う取組の指針となるものです。

## 6 計画の期間

この計画の期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5年間とします。

ただし、この間、社会情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 7 施策の体系

## 【基本目標】

一人ひとりの人権が尊重され  
 ○多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できるまち  
 ○誰もが安心して暮らすことができるまち

## 推進体制

- 1 市民・県男女共同参画地域推進員・市民団体・事業所・行政の連携と協働
- 2 国・県・他市町村・関係機関等との連携
- 3 市男女共同参画推進懇話会の機能発揮
- 4 庁内推進体制の充実及び施策の進行管理の徹底
- 5 計画の評価及び施策への確実な反映

## 【重点目標】

## 【施策の方向】

1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し
- (2) 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進
- (3) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実
- (4) メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上

2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

- (1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実
- (2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進
- (3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

### 【戦略的取組】

3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

- (1) 生涯を通じた男女の健康支援
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- (3) 性感染症、薬物乱用、喫煙・過度な飲酒対策の推進
- (4) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

### 【戦略的取組】

5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- (3) 障害者が安心して暮らせる環境の整備
- (4) 外国人が安心して暮らせる環境の整備
- (5) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援
- (6) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備
- (7) 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 行政分野における女性の参画の拡大
- (2) 雇用分野における女性の参画の拡大
- (3) その他の分野における女性の参画の拡大
- (4) 女性の人材育成及び人材情報の整備

### (女性活躍推進計画)

7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- (2) 農林水産業・商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進
- (3) 女性の能力発揮のための支援

### (女性活躍推進計画)

8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

- (1) 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

### (女性活躍推進計画)

9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

- (1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- (2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進

### 【戦略的取組】